平成２５年（フ）第１号
兵庫県豊岡市大篠岡92番地の１マンションＢＯＷ110号
債務者　清水由紀夫
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第２号
兵庫県豊岡市大篠岡92番地の１マンションＢＯＷ110号
債務者　清水　勝恵
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第７１号
兵庫県南あわじ市賀集1028番地１　賀集住宅406号
債務者　落合　和光
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２４年（フ）第７２号
兵庫県南あわじ市賀集1028番地１　賀集住宅406号
債務者　落合　靖子
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２４年（フ）第６４号
山口県岩国市通津3740番地４
債務者　中濵　茂美
1　決定年月日時　平成25年１月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第１２４号
山口県柳井市柳井1915番地３
債務者　岡本　敏明
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第１２５号
山口県岩国市錦見３丁目３番22号
債務者　石本　純子
1　決定年月日時　平成25年１月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第１２６号
山口県岩国市門前町２丁目58番５号
債務者　金田　達也
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第１３０号
山口県岩国市由宇町西３丁目10番25号
債務者　白石　雅博
1　決定年月日時　平成25年１月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第１３７号
山口県岩国市美和町生見2063番地２
債務者　佐伯　正信
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第１１１２号
神戸市中央区中山手通６丁目７番22―201号
債務者　菊永　　惠
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１２２号
神戸市須磨区大田町４丁目１番５―503号
債務者　李　　金烈
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１４５号
神戸市長田区滝谷町１丁目６番505号
債務者　宮本　　博
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４７号
兵庫県丹波市柏原町柏原1875番地４
債務者　樋口　良幸
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２４年（フ）第８７号
長崎県島原市下宮町甲2417番地、前住所長崎県島原市下宮町甲1879番地
債務者　斎藤　千草
1　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第１０６号
熊本県玉名郡長洲町大字清源寺1470番地
債務者　福田　和幸
1　決定年月日時　平成25年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第２６５号
神奈川県横須賀市野比３丁目13番47号　アーク・ドリーム101
債務者　高橋ゆたか
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部